

特定操縦技能の審査制度の創設に係る通達の制定について

平成23年12月
航空局安全部運航安全課

1. 背景

航空法の一部を改正する法律（平成23年法律第50号）により、操縦技能証明を有する者は、航空機に乗り組んでその操縦等を行おうとする日前の一定期間内に特定操縦技能の審査を受け、これに合格していなければ操縦等を行ってはならないこととなった。これに伴い、操縦技能審査員の認定基準、特定操縦技能の審査の実施方法等の必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 操縦技能審査員の認定基準*

以下の①～③の全ての要件に適合すること。

- ① 特定操縦技能の審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること。
- ② 特定操縦技能の審査を行うのに十分な知識及び能力を有することとして、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 同じ種類の航空機について、操縦教育証明を有していること
 - ・ 同じ種類の航空機について、操縦士資格に係る指定航空従事者養成施設の技能審査員として国土交通大臣の指名を受けていること
 - ・ 同じ種類の航空機について、指定本邦航空運送事業者の査察操縦士として国土交通大臣の指名を受けていること
 - ・ 同じ種類の航空機について、本邦航空運送事業者の運航規程に定められた任命基準に基づき、審査担当者として任命されていること
 - ・ 同じ種類の航空機について、航空機使用事業者の運航基準に定められた任命基準に基づき、審査担当者として任命されていること
 - ・ 航空局が行う「操縦技能審査員認定審査」に合格すること
- ③ 特定操縦技能の審査に関して国土交通大臣が行う講習を修了していること又はこれと同等以上と認められる知識を有すること

(2) 特定操縦技能の審査の実施細則*

審査の公平性・適切性を担保するため、操縦技能審査員は、実施細則に基づいて特定操縦技能の審査を実施するものとする。審査の判定基準は、自家用操縦士の技能証明の実地試験の判定基準を準用する。審査には、国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用することができるものとする。

(3) 「操縦技能審査員認定審査」の実施方法

航空従事者試験官を被審査者と見なして、特定操縦技能の審査を実施し、受審者が適切に可否の判定をできるかを試験する。

(4) 特定操縦技能の審査に合格していない者が行う操縦練習の監督者の指定基準

技能証明に限定をされた等級又は型式以外の航空機に乗り組んで行なう操縦練習の監督者の指定基準を準用する。

(5) 操縦者の技能審査結果の確認について

航空機の所有者又は機体の管理を行う者は、航空機を使用させる前に、航空機を使用する操縦者の技能証明の有効性を確認しなければならないこととする。

※ 航空法の一部を改正する法律（平成23年法律第50号）附則第2条第1項・第2項の規定による相当認定の基準及び相当審査の実施細則も同様とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成24年1月中旬

施 行： 平成24年4月1日（ただし、(4)の規定については、平成26年4月1日）